

京都市告示第 262 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年10月25日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
下鴨静原大原線	左京区静市市原町685番地の1地先から	旧	メートル 61.90	メートル 3.85 ~ 6.20
	同町645番地の7地先まで	新	61.90	4.55 ~ 7.60

(建設局土木管理部道路明示課)